



インドネシア個人情報保護法施行について

北陸銀行 国際部
シンガポール駐在員事務所
所長 上原 清志

1. はじめに

数年前からアジア新興国においても個人情報保護法制定の動きが加速しており、インドネシアにおいても2022年10月17日にジョコウィ大統領の署名を経て、包括的な個人情報保護規制として漸く施行されました。具体的規則(下位規則)がまだ定められておらず、かつ法律施行に伴う経過措置として2年間の猶予期間が与えられている状況ではありますが、インドネシア個人情報保護法への理解を少しでも深めるべく、概要についてご紹介したいと思います。

2. 個人情報の定義について

インドネシア個人情報保護法における個人情報とは、「電子的または非電子的システムにより、直接または間接的に特定された個人情報または他のデータとの組み合わせで特定可能な個人情報」と定義されます。また、個人情報は下記の通り、①一般的個人情報と②特別個人情報とに分類されます。

種類	内容
①一般的個人情報	氏名、性別、国籍、宗教、婚姻状況、携帯電話番号やIPアドレスといった組み合わせにより個人を特定可能な情報など
②特別個人情報	健康情報、生体情報、犯罪情報、子供に関する情報、個人財産に関する情報など

他国でも言えることですが、EUのGDPR(個人情報保護法)を踏襲している点が多くみられ、個人情報分類も同様です。但し、宗教に関してインドネシアでは一般的個人情報としている点が特徴的です(GDPRでは特別個人情報に該当)。

3. 適用範囲(域外適用あり)・情報の国外移転

インドネシア個人情報保護法では、個人情報を処理する個人・企業、公的機関および国際機関に対して適用されますが、インドネシア国内に所在する場合に加えて、インドネシア国外に所在している上記対象であっても、インドネシア国内での法的効果が生じるものや国外のインドネシア人にも法的影響が及ぶ場合も適用があると規定されています。例えばインドネシアに拠点が無い日本企業でも、インドネシア顧客の個人データを取り扱う場合や日本でインドネシア人を雇用する場合など

が本法律の適用対象となる可能性があります。この点はまだ明確になっていない点も多く、新たな情報開示が待たれるところです。

また、海外子会社が現地取得した個人情報を日本の親会社へ移転するいわゆる国外移転についてですが、移転先国(例えば日本)がインドネシアの個人情報保護水準と同レベル以上であれば認められると規定しています。条件未達も認められる例外規定もありますが、ここでは割愛いたします。尚、個人情報を保護するサーバーなどをインドネシア国内に設置する義務(データローカライゼーション)は現時点ではありません。

4. 情報保護責任者、データ管理者とデータ処理者

個人情報保護法を順守する観点からEUやシンガポールと同様にデータ保護責任者制度を設けており、データ管理者およびデータ処理者(それぞれの細かい役割は割愛)からもしくは外部の第三者からの選任が認められています。このデータ保護責任者の任務は、データ管理者およびデータ処理者へのアドバイスやコンプライアンス状況モニタリングなどが含まれます。ただし、選任義務付けは大規模個人データを取扱う法人などと規定されているため、一般的にはデータ管理者とデータ処理者を区別して設けることが最低限必要です。ただしこちらも下位規則がまだ出ていないため、詳細決定を待つ必要があります。

5. 個人情報漏洩時の通知義務

インドネシア個人情報保護法においては、情報漏洩が発生した場合、データ管理者が事実を知ってから遅くとも72時間以内に個人情報主体および監督当局に書面で通知する必要があるとされています。その際には、漏洩した情報、時期、どのように漏洩したか、漏洩事案への対処方法などについて通知内容に含める必要があります。罰則については、内容に応じて行政罰・刑事罰とも規定されています(詳細割愛)。

6. おわりに

現時点ではまだ包括的な内容しか制定されていませんが、経過措置の猶予期間2年間(2024年10月17日まで)で大方の細目が制定される予定です。

インドネシアに関連するビジネスを通じて取得した個人情報や日本におけるインドネシア人雇用などに際しては、域外規制や情報国外移転の規制に関係してくる日本の親会社・現地法人も相応にあるのではと推察いたします。今後の動向について十分ご留意頂くとともに、必要に応じて弁護士や現地コンサルタントなど専門家に今後の対応についてご相談されることもお勧めいたします。

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp